

令和3年5月25日

第149回 遠野市農業委員会総会議事録

第149回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年5月11日
告示番号 遠野市農業委員会告示第7号
会議年月日 令和3年5月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、
13番 佐々木泰文、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 14番 奥寺晴夫
会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦
事務局次長兼 菊池今英
農業振興係長
農地係長 多田由香子

本日の案件 第149回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
報告第4号 農地法第4条第1項の許可処分の取消願に係る専決処分の報
告について
議案第6号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第8号 農用地利用集積計画の決定について
議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第11号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第12号 令和2年度遠野市農業委員会業務報告書について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を9番、菊池靖委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第149回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。14番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、8番、菊池久康委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。事務事業経過報告書をご覧いただきたいと思っております。 5月19日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会及び会議に事務局長と出席しております。 5月20日、遠野市農業再生協議会通常総会に参加してございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>報告をいたします。 4月28日、農地あっせん委員会を開催しております。 5月4日、遊休農地解消活動関連ということで、遠野緑峰高校生とエゴマパンの販売をしております。会長、他3名の委員さん方に出席いただいております。 5月10日、農地法等申請締切日。 5月13日、遊休農地解消活動関連でエゴマ粉を使った焼き餅講習会ということで、委員さん2名の出席で、緑峰高校で開催しております。 5月14日、農地転用等現地確認調査。 5月21日、令和3年度第2回遠野市農業委員会運営委員会を開催しております。 5月24日、第149回遠野市農業委員会総会を開催しております。 5月26日以降の主な行事予定です。 5月28日、令和3年度岩手県都市農業委員会会長会総会が開催されます。 6月3日、遊休農地解消活動、エゴマの種まきということで、午前9時から遠野緑峰高校で、午後1時から農業委員会分を田中ナオ子委員宅で実施予定です。 6月6日、遊休農地解消活動関連で、エゴマ粉を使ったパンづくりが遠野緑峰高校で午前9時から開催されます。 6月8日から6月18日まで、令和3年6月遠野市議会定例会が開催されます。 6月10日、農地法等申請締切日。 6月14日、遠野地域推進班会議。 6月15日、農地転用等現地確認調査を予定しております。 6月17日、綾織地域推進班会議。 6月18日、小友地域推進班会議。 6月23日、令和3年度第3回遠野市農業委員会運営委員会を開催予定です。 6月25日、第150回遠野市農業委員会総会を予定しております。総会終了後に第1回農業者年金加入推進委員会を行います。また同日、第2回農地利用最適化推進検討会を開催いたします。 6月29日から7月9日まで、松崎、附馬牛、土淵、青笹、上郷、宮守、達曾部、鱒沢のそれぞれ、推進班会議を開催します。 日程は調整中で記載されておられませんけれども、6月中の開催ということで令和3年度第1回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会の予定です。</p>

	<p>視聴ということで、本日、全国農業委員会会長大会がWeb配信で今行われております。6月1日以降にポータルサイトで視聴可能となっております。</p> <p>6月下旬の作業といたしまして、遊休農地解消活動のエゴマ定植を予定しております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>1ページになります。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてであります。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は3件になります。内容は備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が農地を相続したものです。すべて子が相続するものです。今後につきましては、番号1番は面積が小さいため未定となっております。2番は●●●●●●等に貸し付け、家の周りは自己耕作、1地割分につきましては場所を確認してから判断するという事です。3番は依頼して耕作していくという事です。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>2ページになります。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は1件です。清算整理に向けての資産が不足するため解約するものでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>3ページになります。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、でございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は1件となります。草地として利用するため盛土するものです。なお、すでに実施しており事後の届出であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第4号、農地法第4条第1項の許可処分の取消願に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>4ページになります。報告第4号、農地法第4条第1項の許可処分の取消願に係る専決処分の報告について、でございます。農地法第4条第1項の許可処分の取消願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は1件となります。転用許可後に住宅の建築位置について事業者と建築業者の間で相違があることが判明し、住宅の建築位置の見直しに伴い事業計画に変更が生じたため、転用許可面積で事業を行うことができなくなったためのものがございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に10番、鈴木重徳委員、11番、鬼原壽一委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係 長	<p>5ページ、6ページになります。第149回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計7件、25,937㎡。</p> <p>利用集積、今月計6件、36,872㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、360㎡。</p> <p>法第5条、今月計6件、4,285㎡。</p> <p>適用外、今月計2件、765.50㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計1件、11,000㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第6号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係 長	<p>7ページです。議案第6号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、貸出人は労力不足のため耕作できないため貸し付けるものです。借受人は貸出人の要請により借り受けるものです。</p> <p>以上1件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべて</p>

		を満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長		ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当推進委員、お願ひします。
推 進 委 員		●●●地区担当推進委員の石直です。5月14日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名、計6名で現地確認を行いました。当該農地につきましては貸出人が耕作を続けていた場所でありまして、引き続き借受人が使用するにあたり問題ないことを確認いたしました。以上です。
議 長		ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第3】
議 長		日程第3、議案第7号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長		8ページ、9ページになります。議案第7号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。申請地は譲受人の自宅の隣接地であります。 番号2番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。譲受人は規模拡大のため譲り受けるものです。 番号3番、譲渡人は労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。 番号4番、父から子の夫への生前一括贈与です。 番号5番、譲渡人は姉の死亡により申請地を相続しましたが高齢で耕作できないこと、また、申請地は亡姉の嫁ぎ先の農地であることから、その親戚である譲受人に贈与するものであります。 番号6番、家族の共有名義の農地の持ち分を後継者となる譲受人に譲り渡すものであります。 以上6件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長		ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願ひします。
推 進 委 員		●●地区推進委員の五十嵐俊弥です。5月14日午後には農業委員2名、推進委員2名、事務局3名の7名で現地確認をしました。事務局の説明どおりで、譲受人が今後も継続管理していくということで問題なしと確認しました。以上です。
議 長		●●地区担当農業委員、お願ひします。

5 番 委 員	<p>今月 14 日、現地に行きました。この方は亡くなっていまして娘さんが宮城県におりまして、譲り渡すということで、事務局から説明があったとおりに確認いたしました。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>5 月 14 日に事務局含め 8 名で現地を確認しました。先ほどの事務局の説明どおりでありまして、譲受人と譲渡人は親族の関係でもあります。譲渡人は、居住地と農地が離れておりまして、労働力不足もありまして、親族でもある譲受人に渡すということでした。譲受人も農業をされていますので何ら問題なく農地として維持されていくと思います。何ら問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の林崎恵美子です。5 月 14 日午後、農業委員 2 名、推進委員 3 名、事務局 3 名で現地を確認してまいりました。調査の結果、今もそれぞれ田として利用しているので何も問題ないと思いました。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開いたします。</p> <p>以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 7 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 4】</p> <p>日程第 4、議案第 8 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>10 ページから 11 ページまでです。議案第 8 号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は 6 件で、所有権移転が 1 件、利用権設定の新規が 3 件、更新が 2 件となっています。</p> <p>10 ページ、全 4 件の内、番号 1 番と 2 番の 2 件が新規の契約です。番号 3 番はあつせん事業による所有権移転で、売買価格及び所有権移転時期は議案書に記載のとおりです。</p> <p>11 ページ、全 2 件の内、番号 5 番が新規の契約となっています。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件をみたしていること、の各要件を満たしてします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり「可」と決しました。 【日程第5】
議	長	日程第5、議案第9号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係	長	12ページです。議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、自己住宅の建築を目的とした転用であり、一部追認案件となります。申請人は自宅が老朽化したため自宅の隣接地に住宅を新築しようとするものです。新築にあたり土地を確認したところ、これまで自宅への通路として使用している土地が畑であることが判明したため、通路部分の84㎡が一部追認として申請がなされました。申請人及び家族は通路を宅地の一部と認識していたもので、悪意性はなく、申請人は顛末書を提出し深く反省しております。昭和60年頃に通路を設置したときに適切に申請されていれば許可できたものであることから、許可できるものと考えます。申請地は第1種農地ですが、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費につきましては自己資金と融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書と融資事前回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上1件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●地区推進委員の佐々木です。5月14日、農業委員2名、最適化推進委員3名、事務局3名で現地を確認いたしました。内容につきましては、ただいま報告があったように適正だと判断いたしました。以上です。
議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり「可」と決しました。 【日程第6】
議	長	日程第6、議案第10号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見

<p>農地係長</p>	<p>決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> <p>13 ページです。議案第 10 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 5 条第 3 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、共同住宅の建築を目的とした転用であります。申請人は賃貸住宅経営により収入の安定を図りたいことから、申請地を購入し、長屋住宅 2 棟、全部で 14 世帯分を建築しようとするものです。申請地は現在雑種地となっており、市街地に近く生活の利便も良いことから適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は原則許可しうるものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資証明書を確保しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 2 番、申請人は解体業及び農業を営んでおり解体の廃材置き場及び農業資材置き場として転用しようとするもので、これにつきましては追認案件となります。昨年の現地確認において申請地が廃材置き場及び農業資材置き場として使用されているのを発見したことから、農地転用の指導を行い、今回申請が出されたものです。申請人は農地転用の手続きを認識していなかったために許可を得ずに廃材置き場等として使用していましたが、今回顛末書を提出し深く反省しております。当時事前に申請していれば許可できたものと思われるものです。申請地は第 1 種農地であります。亡父の所有地であり自宅に隣接し他に替え得る土地がないこと、また、既存集落に接続して設置されるものであり集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。</p> <p>番号 3 番、売買による菌床椎茸栽培施設の設置を目的とした転用で、これも追認案件であります。申請人は平成 21 年 3 月 13 日に農地法第 5 条で一時転用 10 年間の許可を受け、菌床椎茸栽培ハウスを設置しました。平成 31 年 3 月 12 日で 10 年間の許可期間が満了していましたが、再許可の手続きを失念しておりました。今回の申請でこれまで賃貸借していた土地を売買し永久転用とするものであります。申請者から顛末書が提出されており、本人に悪意はなく、10 年間の許可終了前に適切に申請されていれば許可できていたものと考えます。申請地は第 1 種農地であります。集落接続に該当することから許可できるものと判断いたしました。</p> <p>番号 4 番、●●●地区の工事現場の仮設事務所として、仮設現場事務所設置を目的とする賃貸借による 10 か月の一時転用で、追認案件となります。今回●●地区の農業委員さんが転用許可を受けずに現場事務所が設置されているのを発見したため、農地転用の指導を行い、今回申請が出されたものです。申請人は所有者から申請地を借り受ける際に雑種地であると言われたため、雑種地に設置したものと認識しておりましたが、農業委員からの指摘により登記事項証明書で確認したところ畑であることが判明いたしました。申請人は顛末書を提出し今後このようなことがないように深く反省しており、事前に申請していれば許可できたものと思われる案件であります。申請地は第 1 種農地であります。3 年以内の一時転用であることから許可できるものと判断いたしました。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。</p> <p>番号 5 番、6 番は、関連事業となります。番号 5 番は、譲受人は主に土木建築業を営む法人であり、社員駐車場の整備を目的とする転用で、番号 6 番については会社入り口部分の既に道路となっている部分についての転用申請であるため追認案件となります。今回駐車場整備に伴い土地を確認したところ道路となっている部分が畑であることが判明したものです。今回は譲受人と譲渡人の土地を交換ということでの申請となっております。申請地は昨年まで畑として耕作していた農地で第 1 種農地であります。会社に隣接しており他に替え得る土地はないことから、集落接続に該当し許可できるものと考えます。事業費につきましては自己資金により確保する計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。</p> <p>以上 6 件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
-------------	--

議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当の菊池です。5月14日午後、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認してまいりました。事務局の説明にあったとおり、都市計画法上の用途地域であるため何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議 長	●●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●●推進委員、山本です。5月14日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名により現地を確認いたしました。農業と解体業を営んでいる方で、以前から使用していきまして、今回正式に申請ということで追認の形になりますけれども妥当だと思しますので、よろしく願いいたします。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	3番から6番について、続けてご報告させていただきます。先ほど事務局から詳細にご報告がありまして、3番につきましては、借用してここで椎茸の施設栽培をして、今回は売買によって所有して椎茸栽培を持続していくということで、何ら問題ない売買であると思います。4番につきましても先ほどご報告ありまして、追認という形ですけれども、仮現場事務所を建てるにあたって事前調査が不足していた部分があったということでした。間もなく期間が終了ということでしたけれども正式な手続きをこれから踏んで進めていきたいということで、今回このようになったということですが、追認といっても何ら問題ないと思います。5番と6番につきましては、それぞれ利用条件等効率が図られる交換であったと思しまして、何ら問題ないことを報告させていただきます。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第7】 日程第7、議案第11号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	14ページです。議案第11号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請人の亡父が昭和31年に小屋を建築し現在に至ってしまったものです。今回宅地を売買したいことから土地を確認したところ、小屋の一部が農地であることが判明したものです。当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。 番号2番、昭和57年に亡祖父が自宅を増築して以来庭として利用し現在に至ってしまったものです。今回住宅の建て替えにあたり土地を確認したところ、庭の一部が農地であることが判明したものです。当時亡祖父が農地法の手続きが必要なことを認識

	<p>していなかったと思われるものです。 以上2件につきまして、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>●●の林崎です。現在農地のところに建物が建っていますので、問題ないと思ひます。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員です。5月14日、事務局3名、農業委員1名、推進委員2名、計6名で現地を確認しました。事務局で説明あったとおひ何ら問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ござひませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり「可」とすることにご異議ござひませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第8】 日程第8、議案第12号、「令和2年度遠野市農業委員会業務報告書について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第12号、令和2年度遠野市農業委員会業務報告書について、資料により報告いたします。資料、別紙となりますのでよろしくお願ひします。ページ開いていただきまして1ページ、2ページから説明させていただきます。</p> <p>概要であります。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により例年開催されていた「岩手県農業委員会大会」は中止となったが、岩手県農業会議所において農業委員会から意見を集約し、農業施策等への継続的な支援策について、岩手県知事へ要請した。</p> <p>一方、平成30年12月30日発効のTPP11（米国を除く日本やオーストラリア等11カ国の参加による環太平洋連携協定）、平成31年2月1日発効の日EU経済連携協定（EPA）などの多国間協定に加え、「日米貿易協定」が令和2年1月1日に発効され、日本の食と農の国際化は一層進展すると予測されている。</p> <p>これらTPP11、EPA、日米貿易協定の国内対策として、令和2年12月15日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、新たに「国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進」を策定し、2025年（令和7年）には輸出額を2兆円とする目標を掲げ具体策を検討することとなった。また、「ポストコロナに向けた農林水産政策の強化」では、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による食料供給を脅かす新たなリスクに対応するため、今後講じるべき食料安全保障施策を検討することとしている。</p> <p>このような中、平成30年3月2日の新制度移行から3年度目となった令和2年度は任期最終年であり、改正農業委員会法の必須事務である「農地等の利用の最適化（①担い手への農地の利用集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促</p>

進)の推進」を農業委員、農地利用最適化推進委員が連携・協力し活動等を展開した。特に、平成30年度から取り組んだ農家意向調査結果を踏まえ、市と連携し11地区の「地域農業マスタープラン(人・農地プラン)の実質化」を進めるための地域検討会に参加し座長等(コーディネート役)を務めプランを策定した。また、3月には改選により新たに農業委員19名、農地利用最適化推進委員26名が選任された。

農業委員会内部活動では、各種研修会等に参加しスキルアップを図ることができた。併せて全国農業新聞の普及拡大、農業者年金の加入推進、家族経営協定の締結推進に努めた。

1、農政活動の取り組み

農用地利用最適化推進活動、農業施策、農業委員会の体制及び活動充実強化について、令和2年度岩手県農業委員会大会で決議(新型コロナウイルス感染症拡大により書面決議)し、岩手県知事へ要請した。

また、令和2年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症による非常事態を踏まえ、次世代に継承する活力ある農業・農村の再構築のための政策提案を(一社)全国農業会議所において意見をとりまとめ、国に対し「食料・農業・農村政策の基本となる食料自給率・自給力の向上を実現するため」の要望を行った。

2、地域の農地と担い手を守り活かす運動

遊休農地の解消、農地の有効利用及び経営の高度化など、農地と担い手の問題は、地域ぐるみの実践が不可欠である。

平成30年度から実施した農家意向調査は、現在及び今後の農家や農地の貸し借り等の意向を調査したものであり、その調査結果は、市に提供し、地域農業マスタープランの作成に活かされている。地域農業マスタープランの実質化の取り組みとして、市内11地区で市主催による地域農業マスタープラン地区検討会が開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員は積極的に参加し、会議の座長等(コーディネート役)を務めた。

3、農業者年金の加入促進

農業者年金の加入推進については、遠野市農業者年金加入推進委員会を開催し、農業委員、事務局職員及び農協職員が連携し、年間を通して加入推進活動を行い1名(女性)が新規加入したが、県の目標(遠野市4名)には届かなかった。12月には、岩手県農業会議及び農協中央会と連携し、待期者に対し年金受給に向けた相談会(対象者38名、相談者5名)を開催した。

4、家族経営協定の推進

「家族経営協定推進アドバイザー」と農業委員及び事務局職員が連携して、家族全員での農業経営や生活面での役割分担について話し合い、一人ひとりの役割と責任等を明確にする取り決めの文書化を農家に勧めた。農家の意欲と能力が発揮される環境の充実と農業経営の改善に資するため、家族協定の推進を図り、新たに8家族が経営協定を締結した。

5、情報事業の推進

全国農業新聞を農業委員1人1部以上普及の目標を定め、普及拡大の推進に取り組んだ。

遠野市農業委員会だより(遠野盆地)を年2回発行し、農業に関する情報発信に努めるとともに、遠野テレビ(アスト通信)を活用して農業委員会活動等を発信した。

6、農業委員会組織・活動の改革推進

農地専門委員会は、農地の有効利用、耕作放棄地の把握と解消、農業振興地域計画変更案などについて検討を行うとともに、農地法関係議案の調整等を行った。

農政専門委員会は、国に対する要望事項等の検討や市農業委員会事業計画の調整など、各種農政課題に対応するための会議を開催した。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、農地利用最適化交付金の成果実績分については均等額を、活動実績分については実績応分額を上乗せ報酬として支出した。

次に、3ページをお開きください。予算の執行状況について、歳入、歳出の決算額について報告をさせていただきます。

歳入です。手数料 51,300 円。県補助金、農業委員会交付金が 4,915,000 円。農地利用最適化交付金（成果実績）が 5,869,110 円。農地利用最適化交付金（活動実績）が 2,232,634 円。岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金が 434,000 円。諸収入、農業者年金業務委託手数料が 1,125,700 円。市費としまして 40,331,168 円。収入合計が 54,958,912 円でございます。

歳出です。委員関係費 21,368,866 円。職員関係費 31,944,885 円。一般事務費 536,989 円。農地中間管理機構支援事業費 436,600 円。農業者年金事務費 671,572 円。歳出合計が 54,958,912 円ということでございます。なお、米印になっています農業者年金業務委託手数料と農業者年金事務費の差額は職員関係費の財源になっています、と申し添えさせていただきます。

続きまして 4 ページになります。会議・研修会の開催状況でございます。

総会について、こちらは 4 ページから 7 ページの上段までが総会についてであります。第 135 回総会を令和 2 年 4 月 24 日にあえりあ遠野交流ホールを会場に、議案第 1 号から議案第 9 号まで審議いたしました。その後毎月 25 日前後に計 13 回開催し、各議案について審議しております。

7 ページ中段から農地利用最適化推進検討会です。令和 2 年 6 月 25 日にあえりあ遠野交流ホールを会場に、「農地の日」の活動について等協議いたしました。その後 4 回にわたり協議をしております。

運営委員会について、7 ページ下段から 8 ページになります。令和 2 年 4 月 22 日に市役所本庁舎 3 階中会議室を会場に、第 135 回総会議案等について協議いたしました。その後毎月 20 日前後に計 11 回の運営委員会を開催しております。

8 ページ下段から農政専門委員会です。令和 2 年 7 月 14 日に市役所本庁舎会議室を会場に、令和 2 年度岩手県農業委員会大会への提案事項等について協議をいたしました。その後 2 回の専門委員会を開催しております。

9 ページ中段より農地専門委員会です。令和 2 年 4 月 7 日に市役所本庁舎会議室で農地パトロール等について協議をしております。その後 1 度会議を行っております。

続きまして家族経営協定推進会議についてです。7 月 7 日に市役所本庁舎会議室を会場に、令和元年度活動実績、令和 2 年度活動計画について協議をしております。

上閉伊地方農業委員会連絡会、令和 2 年 8 月 20 日に釜石市役所会議室を会場に、令和元年度事業報告並びに収支決算の承認等について協議されております。

続きまして研修会、大会参加等についてです。9 ページから 10 ページ中段までとなります。令和 2 年 6 月 18 日、盛岡市の岩手教育会館を会場に、市町村農業委員会会長・事務局長合同研修会に出席したところでございます。その後 10 回にわたり研修会等に農業委員さん、推進委員さんが出席されております。

次に、女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会及び活動についてです。年間を通じて遊休農地解消事業としてエゴマ栽培作業を実施いたしました。令和 2 年 5 月 13 日には市役所本庁舎会議室を会場に、第 1 回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を開催し、活動計画等を協議いたしました。令和 3 年 2 月 18 日には令和 2 年度いわてポラーノの会第 1 回理事会に小向幸子委員が出席されました。総会では小向幸子委員が副会長に選出されました。3 月 16 日には本庁舎にて第 2 回検討会を開催し、令和 3 年度の活動について協議をされております。

11 ページになります。こちらは総会別記ということで、年間を通しての項目別処理件数を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

12 ページになります。農地関係事業について。

(1) 農地について、それぞれアからエまで記載しております。ア、農地法許可申請処理状況については 14 ページ及び 15 ページですので、そちらをご覧くださいと思います。イ、農地移動状況について、こちらは権利移動の実態ですが 16 ページ表 2 をご覧ください。ウ、農地法の順守励行について、農業委員、推進委員と連携し農地法の趣旨徹底及び順守励行に努めました。エ、農地相談の実施について、農地の売買をはじめ農地に関する様々な相談に対応しております。

(2) 農地法第 3 条による賃貸借のストック面積について、平成 28 年度からの状況を記載しております。令和 2 年度は 71 件で、田の面積は 231,102 ㎡、賃借料は 1,477,629 円。畑、合計面積等はこちらの通りとなっております。

(3) 法人の農地法第3条許可申請件数について。令和2年度の農地所有適格法人の申請は1件、面積は798㎡。農地所有適格法人以外の法人はありませんでした。

(4) 農地法の下限面積緩和における農地法第3条許可申請件数について。農地の権利取得は8件、面積は17,087㎡。法人の申請はありませんでした。

(5) 農地パトロールの実施について。7月28日に出発式をおこない、7月29日から8月7日までパトロールを実施しました。A分類、B分類それぞれの面積を記載しております。農地台帳システムに入力しております。

(6) 賃借料情報についてです。地区ごとに集計し平均を算出した賃借料を令和3年2月26日に公表したものでございます。公表値については表をご覧ください。

(7) 農地移動適正化あっせん事業。13ページ中段になります。あっせん委員会は3回開催しました。詳細は表のとおりでございます。

(8) 諸証明件数について。農地基本台帳等謄写、57件。記載のとおりでございます。

14ページの表1、処理状況から、20ページまでは農地移動状況、農地転用申請に係る面積等の推移等のデータになりますので、後ほどご覧いただければと思います。

21ページから25ページは令和2年度農業委員会大会の提案事項になっております。

26ページから27ページは遠野市農林水産振興大会について記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

28ページになります。

5、農業経営基盤強化促進事業について、でございます。農用地賃貸借等の掘り起こし活動により出し手・受け手の結びつきを図り、農用地の利用権の集積及び農業の担い手育成を図るため、利用権設定等促進事業を行いました。促進事業では、農地法によらないで農家の申出によって権利の設定等をまとめた「農用地利用集積計画」を作成し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手への農地集積を図りました。年度別利用権設定及び所有権移転面積、中間管理権設定面積等は表のとおりでございます。

6、農地中間管理事業について、でございます。地域農業マスタープランに位置づけられた担い手農家に農地貸し付けを行う中間管理事業により、農地の有効利用の継続と農業経営の効率化を図りました。農用地利用配分計画県認可面積等、表のとおりとなっております。

続きまして、29ページになります。農業労賃標準額設定。農業労賃については、作業委託する個別経営体や集落営農組織の安定的な経営運営を可能にするとともに、作業を委託する農家の理解が得られる作業労賃にするため、関係機関により検討され標準額を設定し農家に配布したものでございます。

続きまして、地域の農地と担い手を守り活かす運動について、でございます。29ページ下段から30ページ上段になります。これまで以上に地域に根差し、地域を重視し、遊休農地解消、農地の有効利用及び経営の高度化など農地と担い手の問題を解決するため、農業委員会だよりの発行やホームページの活用、農地パトロールの実施や農地相談会開催、農地面積の集積推進、新たなパートナーづくり等支援を行いました。

30ページ中段から31ページになりますが、農家台帳等補完整備事業、情報事業、家族経営協定の普及活動になります。農家台帳等補完整備事業につきましては、事業に対する基礎資料整備を行いました。全国農業新聞普及拡大について、農業委員・推進委員が年間1人1部以上を目標に推進をしております。農業委員会だよりのアスト通信につきましては、ご覧のとおりとなっております。家族経営協定の普及活動については、8世帯が締結し、年度末で278世帯となっております。

32ページから33ページです。農業者年金業務についてです。各種年金相談をはじめ、資格関係や給付関係の各種届出の処理、年金裁定請求にあたっては経営移譲手続等の指導に努めました。また、新規加入推進については、農業者年金基金が平成30年度から取り組んでいる「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」の最終年度であったことから、農業会議が示した新規加入目標4名を達成するため6月に遠野市農業者年金加入推進委員会の会議を開催し、また、11月には加入推進研修会を開催して農業委員会及び農協と連携した冬期間の取り組みについての話し合いと情報共有を図り、12月から3月にかけて地区推進班ごとに戸別訪問を実施し、積極的に加入推進に取り組

	<p>みました。しかし、年々農業者数が減少していることに加え、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による農業収入の低迷や先行き不安等から新規加入者数は1名という結果にとどまりました。詳細は下記のとおりとなります。</p> <p>34 ページから 35 ページにつきましては、参考資料として遠野市農業の概要等掲載しております。</p> <p>36 ページから 38 ページにつきましては、農業委員会の概要、各委員会の名簿等を記載しております。</p> <p>39 ページに令和3年3月1日までの地域推進班名簿、40 ページに令和3年3月2日からの地域推進班名簿を記載しております。</p> <p>以上で「令和2年度遠野市農業委員会業務報告書について」の報告とさせていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>10 分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 12 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【その他】</p>
議 長	<p>その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは事務局から。</p>
事務局次長	<p>事務局から、お配りしている資料にしたがって何点か説明させていただきたいと思っております。</p> <p>最初に農地パトロールの事前調査についてです。A4の横長の資料になりますけれども、例年と同じ取り組みになるのですけれども、今回は6月25日の総会日までに事前の調査をしていただいて事務局まで提出をお願いします。めくっていただきますと、農地パトロールをしようとしている場所のリストの空用紙になります。こちらに内容を記入していただいて事務局まで、ということで。事務局はそれを各推進班からいただきましたら、法務局から登記事項証明書を取り寄せて所有者の関係とかを調べます。また、土地改良区の方に照会をかけたたり多面的、中山間等、市の農林課に照会をかけたたりして、農地パトロールをして非農地判断をするのに支障がないかどうか調べます。多面的とか中山間含めて皆さんから調べてもらったものがどういう結果になったか、今回農地パトロールするのは難しいとかの情報を何件拾ってもらったけれども何件になります、という詳細をつけてやり取りをさせていただきます。本番で調査する、7月下旬から8月にかけて調査するところを確認する流れになります。一緒にご案内している資料ですが各地域によって様々あって、A4にしてお配りしていました。3種類あって、1つは昨年A判定したところの再調査、該当あるところとないところありますけれども、筆数を拾って示しています。2つ目は、昨年B判定で非農地にしようということで作業を進めていく中で、11月末までということで、農地として管理する</p>

ので非農地の手続きをしてもらっては困るという話のあったところを示しています。農地として管理されているのかという再確認のあるところは一覧表もつけています。3つ目ですけれども、今年度の農地パトロールに是非ここを見てほしいと調査希望を事務局で把握している部分を一覧表にしてお配りしています。これは結構あります。こういった資料を参考に事前調査をお願いしたいと思います。先ほど休憩時間にお話しがあったのですけれども、こういった再調査の関係で、そこの近くしか今年度は見られないのかなと心配される話があったのですけれども、再調査の部分は別日にするとか相談しながら、7月、8月のパトロールとは別に見て、今回非農地判断してAなりBなり判断して新たな部分の取り組みをしていただければと。電話等で連絡させていただきながら形にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。大きなA3版の紙でお配りしていたのが、地区ごとでございませうけれども、令和2年度に非農地判断したところを総会にかけて、非農地通知が出ているところの一覧表をお配りしています。それから地図を、地図と非農地リストを用意しております。地図の方には3年間の非農地の場所とかの結果を反映しております。令和元年度分まではシステムで、昨年度の方は手描きで強調しておりますが、今までの調査部分は示しておりますので参考にしていただきたいと思ひます。委員の皆様からご要望がありました中山間とか多面的の部分は、農林課の担当の方とも相談をしてみました但中山間とか多面的の部分をそのまま出すというのはちょっと整っていないという結果になりまして、昨年度までと同様に荒れているところを先ず出していただいて、事務局を通して農林課担当とやり取りをして、その結果を逐次お知らせします。ここはどうだろうということはお連絡いただいて、こういったやり取りで進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

あと、岩手県農業会議の方から、岩手県農業研究センターの研究課題について、ということ、意見とか要望とか、そういった情報がありましたら、現場感覚でありましたら、お知らせくださいと依頼がありましたのでお配りしてました。研究センターが取り組んでいる内容の一覧表がありますけれども、新たにどうこう言うよりはこういった研究内容について何か関わりを持っていらっしゃる委員さんで何かご意見ありましたらそれをお知らせいただいて、農業会議の方で案件にするという形で進めたいと思ひますのでよろしくお願ひします。6月11日まで、と来ていましたので、事務局に6月8日まで、特に様式等ありませんから、事務局までお願ひします。

この後、市の農林課と事務局が皆さんの推進班会議に入って農地利用最適化の話し合いをしていきたいと思ひます。日程一覧表作りしましたのでお配りしてました。よろしくお願ひします。

それから互助会の関係です。2月の総会時点で決算書を皆さんにお配りしてまして、収入から実費を引いた部分、令和3年3月1日部分までの負担金を還付いたしますということでお示ししてましたけれども、その還付額のお知らせです。農業委員さん部分、推進委員さん部分でそれぞれ計算をしまして、農業委員さんについては1人4,880円。推進委員さんについては4,610円を還付いたします。6月の検討会の際にお配りしたいと思ひます。令和2年度分について監査をしていただきましたので報告書も一緒にお配りしています。

活動報告書ですけれども、本日、6月分の手紙をお配りしてました。提出日は7月12日までとなっておりますのでよろしくお願ひします。

あと、エゴマのチラシをお配りしました。6月3日の木曜日、午前中から遠野緑峰高校、午後は農業委員会分ということで田中ナオ子委員さんのお宅で種まきとなりますのでよろしくお願ひします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

説明ありましたが、質疑等ございませうか。

10番委員

作業服は。

事務局次長

作業服はこれから手配しますけれども、出発式までには用意したいと思ひます。この後お知らせしますので。

10 番 委 員	帽子とかありますけれども、これで間に合わせますけれども。
事 務 局 長	大事に持っていていただいて、次の機会にお願いします。
議 長	よろしいですか。
10 番 委 員	はい。
議 長	その他。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	それでは私の方から少し説明したいと思います。河内委員の方から3月総会で、中立的立場の委員としてどういうことをしたらいいのか、という話をされまして、21日の運営委員会で協議しました。正直な話を申し上げますと運営委員会では結論は出ませんでした。というのは、これをやってほしいなどこちらの方から取り上げるものではないということで、あくまで中立的、要するに国で言っている中立的というのがはっきりしないのですよ。それで農業会議等に照会をしたのですけれども結論は出ませんでした。まず、言い方は少し悪いのですけれども、今までどおりの活動をしていただきたいということになるかなと思います。説明になったのかどうか分かりませんが、協議はしましたので。
17 番 委 員	基本的には何をしようということでは無しに中立的なものだけ求められているということで、やはり、全国各地の農業委員さん達も同様だと認識はしておりますけれども、やはり、どこで調べても何も出てこないというのが現状のようです。中立的なことについては独自に判断させていただいて発言させていただければいいのかなと思ってしますし、ただ、これについては今だけの問題ではなくこの先へ続くようなことですので、その辺は各省での会議等、条文との打ち合わせも必要になってくると思います。以上です。
議 長	それでは閉会してよろしいでしょうか。
農 地 係 長	すみません。農業者年金の現況届について、6月1日から受給者に送られて現況届けが始まるのですけれども、1点だけ、もし受給者の方から問い合わせがあったときにはお知らせをお願いしたい部分があります。去年は新型コロナウイルス感染防止のために現況届を出さなくても11月分からの支払いは差し止めしないですよ、という取扱でしたけれども、今年はコロナに関わらず全員出してくださいということで、6月30日までに出さない人は11月の支払い分から止まりますというふうに変わっておりますので、もしどなたかから問い合わせがあったときにはそのようにご説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。
議 長	受給者にも連絡は行っていますか。
農 地 係 長	受給者にもその旨ちゃんと書いているのですけれどもよく読まなかったりする方がいますので、問い合わせがあったときにはお願いしたいと思います。以上です。
議 長	はい。
事 務 局 長	先日、会長、事務局長合同会議の席におきまして、全国農業新聞普及の表彰ということで賞状をいただいております。持参すれば良かったのですけれども、事務局にお寄りの際はご覧になれるように準備はしておきますので、ご報告させていただきます。

議 長	<p>はい、それではよろしいですか。</p> <p>はい。</p>
議 長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第 149 回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後 3 時 45 分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第 2 項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>